

## 全国家計構造調査「購入形態別結果」の集計について

全国家計構造調査では、支出における「支払い方法」を調査し、全国家計構造統計において、家計支出を支払い方法別に表章した「購入形態別結果」を集計することとしている。統合集計を予定している全国家計構造調査と家計調査において、「支払い方法」の調査項目が一部異なること、QRコード決済が広がるなど決済サービスが多様化していることを踏まえ、「購入形態別結果」の集計について検討する。

### 1 「支払い方法」の調査項目

全国家計構造調査及び家計調査の「支払い方法」は、家計収支への計上のしかたが異なる支払い方法を区別して調査するに当たり、家計簿記入者が直感的に支払い方法を区別して記入できるように選定したものである。両調査で調査している「支払い方法」の項目は表1のとおりである。

表 1 「支払い方法」の調査項目

	支払い方法 (全国家計 構造調査)	定義	家計収支への 計上のしかた	支払い方法 (家計調査)
1	現金	現金での購入	該当する項目の支出に計上	現金
2	クレジット・ 掛買い・月賦	クレジットカードでの購入 など、購入代金の支払を、 後日「一括払い」又は「分割 払い」で行う場合	該当する項目の支出に計上 すると共に、同額を「クレ ジット購入借入金」に計上	・クレジット・掛買い・ 月賦 (一括払い) ・クレジット・掛買い・ 月賦 (分割払い)
3	電子マネー (プリペイ ド)(注1)	使用前にチャージする必要 がある電子マネーでの購入	該当する項目の支出に計上	電子マネー (プリペイ ド)(注1)
4	電子マネー (ポストペ イ)(注1)	購入した商品・サービスの 代金を後日まとめて支払う 形式の電子マネーでの購入	該当する項目の支出に計上 すると共に、同額を「クレ ジット購入借入金」に計上	電子マネー (ポストペ イ)(注1)
5	ポイント	購入代金の支払に、ポイン トやクーポン券を使用した 場合	該当する項目の支出に計上 すると共に、ポイントや クーポン券の使用分相当額 を収入に計上	(注2)

	支払い方法 (全国家計 構造調査)	定義	家計収支への 計上のしかた	支払い方法 (家計調査)
6	商品券	全国百貨店共通商品券やQ UOカードなどでの購入	該当する項目の支出に計上	商品券
7	デビット カード	金融機関のキャッシュカー ドでの購入	該当する項目の支出に計上 すると共に、同額を預貯金 引出に計上	デビット カード
8	口座間振込 等	預貯金口座から販売事業者 の口座に代金を振り込んで 購入した場合	該当する項目の支出に計上 すると共に、同額を預貯金 引出に計上	口座間振込 等
9	自分の店の 商品	世帯又は世帯員が経営する 店舗で販売する商品を、自 家用・贈答用に消費した場合	該当する項目の支出に計上 すると共に、同額を収入に 計上	自分の店の 商品

(注1)「電子マネー」は、電子的な決済方法のうち1、2、5～9に分類されないものであり、前払い方式のものを「電子マネー(プリペイド)」、後払い方式のものを「電子マネー(ポストペイ)」としている<sup>1</sup>。

(注2) 調査票(家計簿)への記入のしかた：実際の代金(値引き前の金額)を記入し、ポイントサービスやクーポン券などによる値引き額を「現金収入」として記入  
家計収支への計上のしかた：該当する項目の支出に実際の代金(値引き前の金額)を計上すると共に、ポイントサービスやクーポン券などによる値引き額を収入に計上

調査票上の「ポイント」にはポイントサービスのほか、クーポン券の利用なども含まれる。家計調査では「支払い方法」としていないが、全国家計構造調査では「支払い方法」の一形態として調査しており、調査票への記入内容には以下4つの場合が含まれる。

- ポイント分を購入の際に金額充当して支払った場合
- ポイント分を電子マネーにチャージ(変換)した場合
- ポイントを商品券に変換した場合
- ポイントを物等に交換した場合

なお、集計では、最終的に物品・サービスを購入した時の「支払い方法」として集計させるため、集計上の「購入形態」として対象となるのは のみである。

<sup>1</sup> なお、電子マネーそのものには統一的な定義がなく、調査や研究によって様々に定義されている。例えば日本銀行「決済動向」の「電子マネー」は、プリペイド方式のうちIC型の電子マネーを対象としている。(日本銀行『「決済動向」の解説』<https://www.boj.or.jp/statistics/outline/exp/exkess.html/>)

## 2 QRコード決済等の扱い

QRコード決済等の主なサービスの概要、利用可能な決済方法は表2のとおりである。これらのサービスを利用して支払った場合、支払い方法の選択肢として「QRコード決済」を設定していないこと、家計収支への計上のしかたを区別する必要があることから、調査票への記入は、最終的な決済方法に応じた「支払い方法」を選択させることとした。

表2 QRコード決済等の概要

	サービスの概要	最終的な決済方法	サービスの例
1	事前にチャージした金額の範囲内で商品・サービスの購入などができ、即時に決済する。	電子マネー (プリペイド)	LINE Pay PayPay (PayPay 残高・Yahoo! マネーで支払う場合) 楽天ペイ(楽天ポイント・楽天キャッシュで支払う場合)
2	登録したクレジットカードから後日決済する(携帯電話料金に合算して請求される場合も含む)。	クレジットカード	PayPay (クレジットカードで支払う場合) 楽天ペイ (楽天カードで支払う場合) Origami Pay(クレジットカードで支払う場合) d払い(クレジットカードで支払う場合) Amazon Pay (クレジットカード・クレジットカードと同じように決済ができるプリペイドカード (Visa プリペイドカード、Vプリカ、au WALLET プリペイドカードなど) で支払う場合)
3	登録した金融機関口座から後日決済する(携帯電話料金に合算して請求される場合も含む)。	金融機関口座	Origami Pay(銀行口座等から支払う場合) d払い(銀行口座等から支払う場合)
4	登録したデビットカードにより、口座即時引落しで決済する。	デビットカード	Origami Pay(デビットカードで支払う場合) Amazon Pay (デビットカードで支払う場合)

(各社ホームページ調べ・2019年3月現在)

### 3 「購入形態別結果」の集計について

2019年調査では、表3のとおり購入形態別結果表の集計を予定している（第8回消費統計研究会 資料3別紙2より抜粋）。

表3 2019年全国家計構造調査の購入形態別結果表（案）

連番	欄外	表頭	表側	集計値	地域単位	公表体系
76	世帯の種類 × 世帯区分 × 世帯主の性別	購入形態 × 購入先	収支項目 分類 (細分類)	支出金額割合 (十万分比)	全国	家計収支 に関する 結果
77	世帯の種類 × 世帯主の年齢階級 × 世帯主の性別	購入形態 × 購入先	収支項目 分類 (細分類)	支出金額割合 (十万分比)	全国	家計収支 に関する 結果
78	世帯の種類 × 年間収入階級 × 世帯主の性別	購入形態 × 購入先	収支項目 分類 (細分類)	支出金額割合 (十万分比)	全国	家計収支 に関する 結果
98	世帯区分 × 世帯主の年齢階級 × 年間収入階級	購入形態 × 購入先	収支項目 分類 (細分類)	支出金額割合 (十万分比)	全国	家計収支 に関する 結果
117	都道府県 × 世帯の種類 × 世帯主の年齢階級	購入形態 × 購入先	収支項目 分類 (中分類)	支出金額割合 (十万分比)	都道府県	家計収支 に関する 結果
127	経済圏・15万以上市 × 世帯の種類 × 世帯主の年齢階級	購入形態	収支項目 分類 (大分類)	支出金額割合 (十万分比)	経済圏・ 15万 以上 市	家計収支 に関する 結果

購入形態別結果の集計は、精度向上を図る観点から家計調査との統合集計を実施するため、家計調査で「支払い方法」として調査していない「ポイント」を現金に含めて集計する案を基本とする。なお、全国家計構造調査のみを用いた、「ポイント」を表章する参考表の作成も検討する。また、購入先とのクロス集計を行う表については、購入先が全国家計構造調査11月分のみで調査されることから、全国家計構造調査の11月分のみを対象として集計する。

（案：連番127表）

表章項目： 現金（ポイント、商品券、デビットカード、口座間振込等、自分の店の商品を含む。） クレジット・掛買い・月賦（電子マネー（ポストペイ）を含む。） 電子マネー（プリペイド）

集計対象：全国家計構造調査、家計調査（10月分及び11月分）

(案：参考表)

表章項目： 現金(商品券、デビットカード、口座間振込等、自分の店の商品を含む。)

クレジット・掛買い・月賦(電子マネー(ポストペイ)を含む。)、 電子  
マネー(プリペイド)、 ポイント

集計対象：全国家計構造調査(10月分及び11月分)

(案：購入先とのクロス集計(連番76~78、98、117表))

表章項目： 現金(ポイント、商品券、デビットカード、口座間振込等、自分の店の  
商品を含む。)、 クレジット・掛買い・月賦(電子マネー(ポストペイ)を  
含む。)、 電子マネー(プリペイド)

集計対象：全国家計構造調査(11月分)